

「令和 6 年 6 月実施の診療報酬改定等について」

令和 6 年度診療報酬・薬価等改定は、医療費の伸び、物価・賃金の動向、医療機関等の収支や経営状況、保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、施行されます。

今回の改定は日本がデフレからインフレに向かう環境において厚生労働医政局歯科保健課から令和 5 年 12 月 25 日に発出された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知に関する文書も踏まえた措置も含まれています。

良質な歯科医療に資する安全で質の高い歯科補綴物等を安定的に供給するためには、製作を委託する側の歯科医療機関と、受託する側の歯科技工所の双方が、歯科補綴物等に関する保険点数のしくみ等について共通認識の下、適正な歯科技工料金での委託・受託が行わなければならない。

本講習会では、皆さんの健全な歯科技工所運営に資するため、製作技工に要する費用に関連する具体的な歯科診療報酬改定内容と社会保険診療報酬の仕組みについて説明したいと思います。